○経済産業省告示第三百二号

外 国為替令 (昭和 五十五年政令第二百六十号)第十五条第一項の規定に基づき、 外国為替令第十五条第

項の規定により経済 産業大臣が指定する外国為替及び外国貿易法第二十四条第一項の許 可を要する特定資 本

取引 (平成十 五年 経済産業省告示第百九十三号) ∅)— 部を次のように改正し、 公 布 \mathcal{O} 日 か ら施行する。

平成十七年十一月二十五日

経済産業大臣 二階 俊博

第二号ハの次に次のように加える。

二 コ ン ゴ 民 主 共 和 国に対する 武 1器禁輸出 措置等に違反した者等として外務大臣 が定めるもの (国際) 連 合安

全保障理事会決議に基づく移動 の制限及び資産凍結等の措置の 対象となるコンゴ 民主共和 国に対する武

器禁輸措置等に違反した者等を指定する件(平成十七年外務省告示第千百一号) で定めるものをいう。

_